令和７年自転車指導啓発重点地区
【 逗子警察署 】

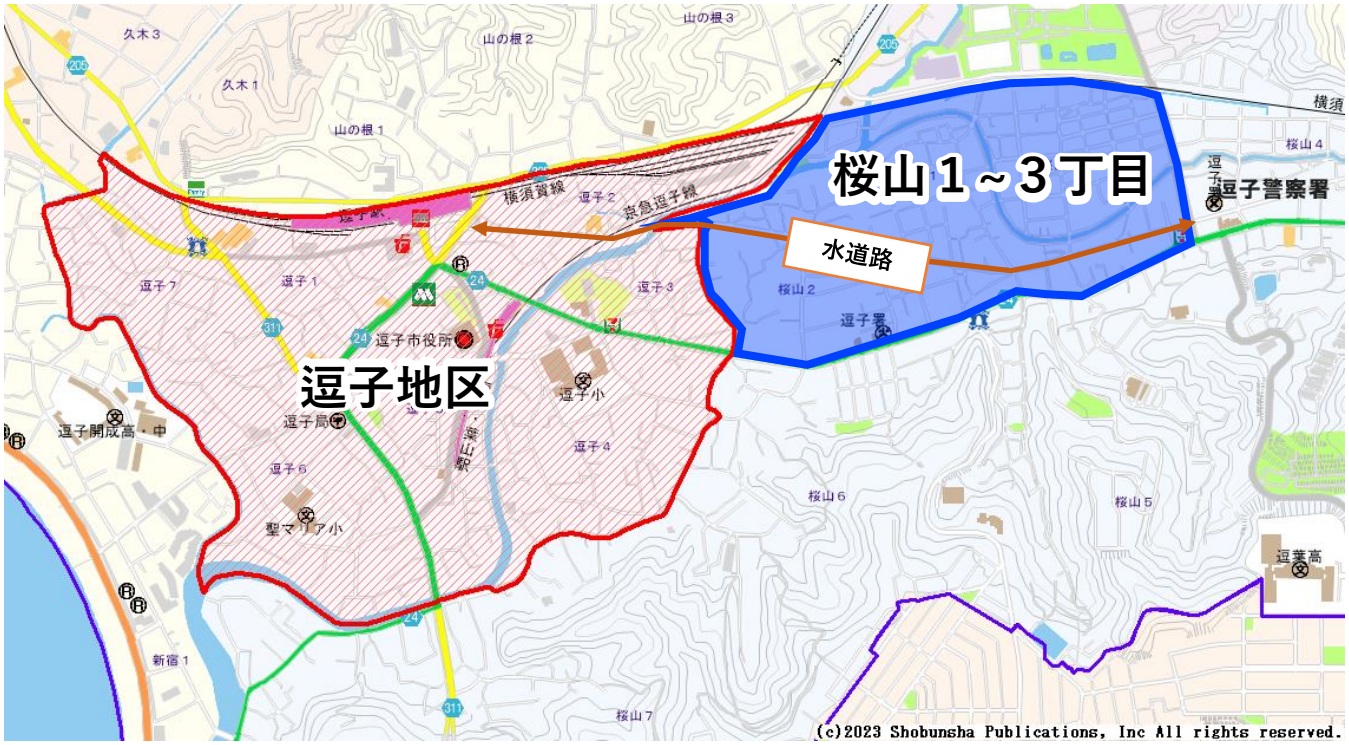

この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

逗子地区・桜山１～３丁目

【選定理由】

- 駅、駐輪場、商業施設が多数あり、通勤・通学、買物等での**自転車利用者が多く**、**歩道通行や逆走する自転車も多い**。
- **一時停止無視などによる自転車関連事故が多発**傾向（令和６年中、人身事故１２件）
- **自転車利用者のルール違反やマナー**についての要望がある。
- 水道路は、交差点が多く、出合い頭による事故やトラブルが多い。

重点地区で
よく見られる自転車利用者の違反形態

- ○ 歩道での歩行者妨害等
- ○ 携帯電話等を使用しながらの運転
- ○ 警報後の踏切立入り
- ○ 一時停止場所での不停止

★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1　**歩道は、歩行者優先！**
自転車が通行できる歩道でも、**車道寄りをすぐに止まれるスピード**で走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は**一時停止**をしましょう。

2　**ながら運転は危険！**
片手運転になったり、**周りの危険を発見することができず**、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう！

3　**「止まれ」では確実に一時停止を！**
一時停止場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。